

ケアセンターには入ったけれど？

市更相で生活保護申請したその後の手順の再確認

二段ベッドの夜間宿所がり、生活保護の活用で豊かへ

「アパートを探せと言われたが、本当に大丈夫か？」に答える

市更相↓面談↓5枚書類記入↓ケアセン入所↓？

夜間学校ニュースを配っていると、「今、ケアセンターに入っているが、この後、どうしたらいい？」と聞かれました。

「生活保護申請した？」と、確認すると、

「市更相で相談して、五枚の書類を書いた。医療センターの回答書も持っていた。」とのことでした。

「五枚の書類を書いた後、なにか言われなかった」と聞くと、「アパートを探せと言われた」とのことだったので、「じゃあ、早く探して、重要事項説明書をださないと、手続きが遅れるよ」と伝えたのですが、なにやら心配事があるようでした。

その人の心配は、「アパートを探して決めるのはいいけれど、もし、申請が認められなかったら、不動産屋に違約金か何かとられるのではないか」ということのようにでした。

そんな心配をする必要はありません。アパートを探して、入居するまでの間、その物件を確実に押さえて置くために、仮契約書を取り交わすと、手付け金が必要となります。解約すると手付け金は戻ってきません。

しかし、生活保護申請する人の多くは、手付け金を出す余力

はないはずですから、そんな方法では、誰も居宅保護を活用することが出来ないことになります。

市更相が「アパートを探してきなさい」という場合は、「仮契約してきなさい」ということではありません。

自分で、ここに住みたいという賃貸住宅を探し、そこに入居するために必要な経費（敷金等）、毎月の家賃、間取りなどが分かる書類を提出しなさい、ということなのです。

不動産屋は、賃貸契約に先立って、その部屋の間取りや設備、貸すにあたっての金銭的条件などを、借り主に説明しなければならぬことになっています。口で説明するだけでなく、

「重要事項説明書」という書面を渡すことになっています。「重要事項説明書」は、無料でもらえるもので、お金を請求されるものではありません。説明書であって、契約書ではないので、違約金を取られる心配もありません。

そう説明すると、安心されたようで、「じゃあ、今日でも出すようにするわ」といわれました。また、「明日、輪番あたりそうだが、お金まだ出てないから、明日はまだ出てもいいんやね」と確認されたので、お金が手にはいるまでは、行けまずと

説明しました。

お金の話が出たので、保護費の支給についても説明しました。

市更相では、申請したのが月の半ば以前であれば、敷金とアパート

ト入居日からその月の月末までの生活費が渡されます。申請したの

が、月の後半であれば、敷金とアパート入居日からその月の月末ま

での生活費、それと、翌月一ヶ月分の生活費が支給されます。家具

什器費等の見積書を出していれば、それも含まれます。

生活費を受け取ったら、それがいつからいつまでの何日分の生活

費なのかをよく確認しましょう。そうしないと、今月は最初だから多

くもらえるのか、と勘違いして使いすぎると、翌月の月末に生活費が

足りなくなってしまうことになります。

アパートに入ったら、日を置かずに、そのアパートのある区役所の

福祉の窓口に出かけ、引き継ぎの挨拶をしておく必要があります。

そうしなければ、生活保護が切れてしまいます。

天王寺区役所で申請、生野区に住むことになった人は、その手

順を知らず、生野区の福祉の窓口に行かなくて、翌月の保護費を受

け取ることが出来なくなり、家賃不払いでまた戻ってきた、という実

例もあります。

「聞くは一時の恥、聞かぬは末代までの恥」といいます。だれも

が生活保護の活用については不慣れで、分からぬことばかり、とい

うのは当然のことです。窓口の職員や確かな知識を持っていると思

われる人など、複数から知識を得て、判断しましょう。

生活保護は、無差別平等、困窮の事実に基づいて、誰でも活用することが出来ます。

65歳以上でなければ、あるいは病気でないから受けられない、というのはウソです。

大阪市立更生相談所（市更相）は、阪堺線の東側、公衆便所横のガードを東に抜けて、交差点を渡ったところにある建物です。

医療センター（大阪社会医療センター）は、「ある時払いの催促無し」、借用書で受診できる医療機関です。市更相あるいは西成労働福祉センターで診療依頼券をもらってから行く必要があります。

医療センターは、センターの建物外の東側に入り口があります。

「自助努力援助のための手引き書—生活保護は怖くない」（無料）をまだ受け取っていない人は、声を掛けてください。手引き書を読んだ後は、役所で保護申請、不動産屋へ。

定額給付金申請書を手に入れた人

で、現金支給希望の人は、郵送でなく、直接、西成区役所へ提出してください。現金支払日は指定された日になります。通知が届きます。

西成労働福祉センターに申請書が

届くよう手続きした人は、必ず、窓口

に届いたかどうか確認してください。

8月末までには、センター預かり分

をゼロにしたいということです。

不動産屋さん紹介（気軽に相談を。しかし、真剣に）

※ 双葉商事さん（電話06・6561・4392）
鶴見橋商店街の奥（西の端）。敷金不要の今すぐ入れる物件もあります。勿論、風呂付き敷金要の物件も。とりあえず電話で時間を決めて、その後の段取りを決めましょう。

※ フラップさん（電話06・6658・8888）
26号線花園交差点、イズミヤの南6～7メートル。西成区以外の物件もあります。

必ず、実物（部屋）を2～3見て比較、周囲の環境を考えて、得心して決めましょう。